政 委 第 1 号 平成21年1月7日

内閣府独立行政法人評価委員会 委員長 大森 彌殿

> 政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 大橋 洋治

平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について

当委員会は、平成20年8月29日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成19年度における業務の実績に関する評価結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼 回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分 踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人 評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)においては、「随意契約見直し計画 (注)の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)としては、 各法人及び各府省独立行政法人評価委員会(以下「各府省評価委員会」とい う。)がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行 政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り 組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照)を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

(注) 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 内閣府所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における内閣府所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成 19 年度の内閣府所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18 年度と比較して、約 24.57 億円、103 件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で 35 ポイント、件数で 16 ポイント減少している。

また、内閣府所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応 札の状況は、別表のとおり、52件(43%)となっており、各法人の主たる事 業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成 19 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価 の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における内閣府所管4法人(国立公文書館、国民生活センター、 北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構)の業務の実績に関 する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。) について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の 適切性について、内閣府所管 4 法人すべてについて、評価結果において、 「一般競争入札の拡大については、随意契約の限度額基準を国と同一基準 にするとともに、「随意契約見直し計画」を平成 19 年 12 月 20 日決定し、 順次見直しを進めている。」旨の言及などがなされている。

しかしながら、3法人については、表3-(1)のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として、「業務運営上必要があると認められるとき」と具体的に定められていない条項(いわゆる「包括的随契条項」)が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照)をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-(1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定				
国立公文書館	・「独立行政法人国立公文書館会計規程」(平成 13 年 4 月 2 日				
	規程第6号)において、随意契約要件として「業務運営上必要				
	がある場合」と具体的に定められていない条項がある。				
	・「独立行政法人国立公文書館契約事務取扱細則」(平成 13 年				
	4月2日 館長達第11号)において、緊急の場合以外にも、一				
	般競争入札における公告期間を国の基準(10日)より短縮でき				
	るとしている。				
	・同事務取扱細則において、予定価格の作成の省略に関する取				

独立行政法人名	会計規程等の規定					
	扱いのうち金額に係る基準(200万円以下)を国の金額基準(100					
	万円以下)より高く設定している。					
北方領土問題対策協会	・「独立行政法人北方領土問題対策協会契約事務取扱細則」(平					
	成15年10月1日施行)において、随意契約要件として					
	他随意契約とする特別の理由があると随意契約審査委員会					
	認めるとき」と具体的に定められていない条項がある。					
	・同事務取扱細則において、緊急の場合以外にも、一般競争入					
	札における公告期間を国の基準(10日)より短縮できるとして					
	いる。					
	・同事務取扱細則において、予定価格の作成の省略に関する取					
	扱いのうち金額に係る基準(150万円以下)を国の金額基準(100					
	万円以下)より高く設定している。					
沖縄科学技術研究基盤	・「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構契約事務取扱					
整備機構	規則」(平成17年9月1日平成17年規則第4号)において、					
	随意契約要件として「その他理事が随意契約とする特別の事由					
	があると認めるとき」と具体的に定められていない条項があ					
	る。					
	・同事務取扱規則において、随意契約要件として「国、地方公					
	共団体その他の公益法人と契約するとき」とあるとおり、契約					
	の内容等の範囲を限定せずに、公益法人であることのみを要件					
	として随意契約を行うことができるとする条項がある。					
	・同事務取扱規則において、予定価格の作成の省略に関する取					
	扱いのうち金額に係る基準(200万円未満)を国の金額基準(100					
	万円以下)より高く設定している。					

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 - 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、内閣府所管4法人に

ついては、評価結果において、「随意契約の比率の減少が確認できる。また、企画競争等を除く「競争性のない随意契約」については、大きく改善 していることが確認できる。」旨の言及などがなされている。

しかしながら、1法人については、表3-(2)のとおり当該法人における競争性のない随意契約の金額について平成19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表 3 - (2) 平成 19 年度の競争性のない随意契約の金額が 18 年度実績の金額 と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額 18 年度→19 年度 (+増分)
北方領土問題対策協会	0. 43 億円→0. 44 億円
	(+0.01億円)

- (注) 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(平成20年7月4日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。
 - 2 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績と比較して増加しているが、評価 結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。
 - 3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

(一般競争入札における1者応札率が高い法人に関する評価結果) 【沖縄科学技術研究基盤整備機構】

・ 本法人については、表3-(3)及び資料のとおり、①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過(1者応札率が50%を超過)している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1者応札率が高い法人については競争性・透明性の

確保の理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えるが、評価結果 において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表 3 - (3) 平成 19 年度における一般競争入札における 1 者応札件数等について

独立行政法人名	1 者応札件数	2 者以上の応	1 者応札率	該当する類型の平均	
		札件数		1 者応札率	
沖縄科学技術研究	40 件	30 件	57.1%	特定事業執行型:	
基盤整備構				38.6%	

- (注) 1 各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。
 - 2 1者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。
 - 3 「該当する類型の平均1者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)における事務・事業等の類型(公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の6類型)に基づき、該当する類型の全法人の平均1者応札率を記載している。
 - 4 ①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過 (1者応札率が50%を超過)している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当 する法人類型の平均の1者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明 性の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

別表 内閣府所管独立行政法人における契約の状況

为我 的船州为自弘			上段:件数		金額(億円	3))	一般競争入札に		注法人
法人名	平成18年度		平成19年度			おける1者応札 の割合(1者応	関連	関連 法人と	
	競争性のあ る契約 注 2	競争性のな い随意契約	全契約の合 計	競争性のあ る契約	競争性のな い随意契約		札件数(%)/一般競争入札件数)	数 注3 終 る	伝 の 約 が あ 法 人 注 4
国立公文書館	31	56	87	32	51	83	(0.11)	0	
	11.66	3. 95	15.61	5.03	2.85	7.89			
国民生活センター	32	53	85	28	47	75	- (-/-/	0	
国民生情にクク	3. 93	13.00	16.93	4.56	5. 19	9.75			
北方領土問題対策協	5	2	7	6	6	12	_ (=0,0)	1	
会	0. 21	0.43	0.64	0.59	0.44	1.03			
沖縄科学技術研究基 盤整備機構	42	217	259	88	121	209	((-)	0	
	25. 72	23. 45	49. 18	81.74	7.78	89. 53			
合計 (内閣府)	110	328	438	154	225	379			
	(25%)	(75%)	(100%)	(41%)	(59%)	(100%)	52 (43%)		
	41. 52	40.83	82.36	91.92	16. 26	108.20	/122件	/	/
	(50%)	(50%)	(100%)	(85%)	(15%)	(100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36, 618	65, 235	101, 853	43, 224	50, 797	94, 021			
	(36%)	(64%)	(100%)	(46%)	(54%)	(100%)	10, 768 (45%)		
	11, 523. 83	10, 484. 13	22, 007. 93	14, 907. 13	9, 829. 43	24, 736. 56	/24, 168件	/	
	(52%)	(48%)	(100%)	(60%)	(40%)	(100%)			

(注)

- 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(平成20年7月4日総務省行政管理局)等 に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となって いるため、合計(独立行政法人全体)には、当該機構の数値は含まれていない。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 4 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 5 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。